

令和 6 年度 Sport in Life 推進プロジェクト
(先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究)
審 査 基 準

I 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

II 評価方法

評価は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、技術審査委員会の各委員が評価した結果の合計（100点満点）を平均したものを企画提案の得点とする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が最も高いものについて採択案件に決定する。

IV 評価項目

1 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業の内容について網羅されており、各年度の事業内容は新規性が高い提案になっていること。
- (2) 各年度の事業内容は、学術的知見に基づいた調査方法、分析方法の検討がなされていること。
- (3) 各年度の事業全体の計画・執行等、及び当該研究に伴う「課題」に関する調査研究は、実施内容及び実施の手法などが具体的に示され、実用性の高い提案となっていること。
- (4) 各年度の実証研究は、実施内容及び実施手法などが具体的に示され、実現性の高い提案となっていること。
- (5) 各年度の事業内容は事業の成果を把握するための具体的かつ適切な評価指標を設定していること。
- (6) その他の取組として今後の発展に寄与する提案がなされていること。
- (7) 各年度の事業の手順・スケジュールは具体的かつ合理的であり、実現性の高い提案となっていること
- (8) 各年度の予算額は、公募要領に定める事業内容に沿っていると同時に、その額、内訳が妥当であること。

2 事業実施体制に関する評価

- (1) 本事業を担当する研究グループの代表者は、本事業を遂行するためのマネジメント力を有していること。
- (2) 各年度における業務従事予定者は、事業の成果を最大化するために必要な分野に関する知識・知見を有していること。
- (3) 各年度における業務従事予定者は、事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 各年度における業務従事予定者数は、各種事業計画を実行するための十分な人数が配置されていること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施体制に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

評価項目	評価基準				
	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	10	8	6	4	2
1－(2)～(8)	5	4	3	2	1
2－(1)～(5)	10	8	6	4	2

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を

改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝ 2 点 ・トライくるみん認定＝ 3 点 ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝ 3 点 ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）＝ 3 点 ・プラチナくるみん認定＝ 5 点
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝ 4 点
○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定 ・スポーツエールカンパニー認定＝ 3 点 ・スポーツエールカンパニー＋（プラス）認定＝ 4 点 ・Bronze（ブロンズ）認定＝ 4 点 ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝ 5 点
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。